

監査公表第1号（令和3年4月6日、県公報第189号登載）  
農林水産部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（令和2年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査の結果（令和2年11月9日2監総第650号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月6日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	長裕海

2農政第2615号  
令和3年3月19日

福岡県監査委員 藤山泰三様  
同 行正晴實様  
同 世利洋介様  
同 長 裕海様

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年11月9日2監総第650号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり講じた措置について通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	治山工事について、舗装版切断作業により生じる濁水の処理作業を設計図書に計上すべきところ、これを行わず、積算が過小となっていた。また、監督員は、請負者に対し、濁水の処理について必要な指示を出すべきところ、これを行わず、適正な処理がなされていなかった。	当事務所において、直ちに監査の結果を示し、同様な誤りを繰り返さないように指導するとともに、設計及び監督業務について濁水処理作業を伴う工事の設計方法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく現場管理などの研修を行った。 また、設計積算の審査に用いるチェックリストに濁水処理の項目を追加して、上司に確認を徹底させることとし、加えて、確認者を増やして、見落とし防止の徹底を図ることとした。 今後は、毎年度当初に部として行う現場管理に関連する法令や設計積算の研修会を通して、同様な誤りを繰り返さないよう周知徹底することとした。